

赤塚税務会計事務所通信

退職金と所得税

～優遇される退職金～

今年もあと2か月になりました。毎年、この時期になると税制改正の動きがちらほらと出てきます。先日、政府税制調査会で今後の検討課題として退職金課税について取り上げるとのニュースが流れました。そこで今回は退職金と税金について解説してみたいと思います。

退職金と所得税(もらう側の視点)

一般的に退職金は、在職時の給料の後払い的な性格や、退職後の生活保障的な性格などが複合的に組み合わされているものと考えられています。

所得税は所得の種類を10種類に分け、所得の性質によって税金の計算方法を分けているのですが、退職金は「退職所得」に分類され、比較的税負担が少なくなるようになっています。

具体的には、次のように計算されます。

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額} \times 1) \times 1/2$$

※1 退職所得控除額

20年以下:40万円×勤続年数

20年超:800万円+70万円×(勤続年数-20年)

20年勤めれば、800万の所得控除が受けられ、なおかつ1/2になるのですから、税負担が小さいのは、お分かりいただけると思います。

ただし、この課税方式の是非が税制調査会で取り上げられていますので、今後の税制改正には注意が必要になりそうです。

退職金と法人税(支払う側の視点)

つぎに、退職金を支払う会社(事業主)側の税務についてですが、基本的には、退職金を支払った時点で損金(必要経費)となります。企業会計では退職給付引当金を計上する(退職金の支払時に経費処理するのではなく、毎年少しずつ経費処理する方法)ことが推奨されますが、税務の世界では、引当金計上時の損金(必要経費)処理は認められず、実際の支払時に損金処理することになります。

中退共(中小企業退職金共済)を利用した退職金

自社で退職金を支払う場合には、従業員の退職時に多額の現預金が出ることになります。定年退職であれば、事前に予測できますが、そうでない場合には、資金繰りに苦労することもあるでしょう。

毎月少しずつ、退職金の資金を支払いたい、なおかつ、毎月の支払額を損金(必要経費)にしたい場合には中退共がおすすめです。

～裏面に続きます～

中退共は、毎月事業主が掛金を中退共に支払います。従業員の退職時には、中退共から従業員へ直接退職金が支払われます。毎月の掛金は全額損金(必要経費)となりますので、無理のない退職金制度とすることが可能です。

生命保険(養老保険)を利用した退職金

将来の退職金支払いのために、毎月少しずつ支払い、なおかつ損金(必要経費)としていく方法としては、上記中退共の他に、民間の生命保険(養老保険)を利用する方法もあります。

こちらは、原則従業員全員が生命保険契約の被保険者となり、万が一、従業員が定年前に死亡してしまった場合には、保険金が従業員の遺族に支払われ、定年退職時(保険契約の満期時)には、会社に保険金が支払われます。そして、会社が受け取った保険金を退職金の原資として利用する仕組みです。

毎月の保険料の内、1/2が損金(必要経費)となります。この点は、中退共とは異なりますが、従業員死亡時の遺族の補償があるところが特徴的な方法です。

小規模企業共済を利用した事業主の退職金

中退共に加入できるのは、従業員に限られるため、法人の代表者や個人事業主は中退共に加入することができません。

こうした事業主が、自身の退職金を準備する制度として小規模企業共済があります。小規模企業共済の掛金は経営者個人が支払うもののため、会社の損金や個人事業での必要経費にはなりません。しかし、掛金の全額が経営者個人の所得控除になりますので、実質的には節税効果があります。

また、退職金の受け取り時には退職所得扱いになり、税法上の優遇措置を受けることができますので、勇退後の生活資金を備えるには良い制度といえます。

以上、ざっくりとですが退職金と税金についてまとめてみました。退職金制度は優秀な人材に長く働いてもらうという意味では、企業の一戦略になり得ます。無理のない範囲で自社にあった退職金制度の構築又は見直しをしてみたいはいかがでしょうか。

今年もあと残り2か月!

あっという間に冬が近づいてきましたね。

朝と夜は寒く、日中は過ごしやすいですが、皆様服装などでうまく調整しながら体調を整えていきましょう!

体を温める食べ物といえば生姜ですが、そのほかにもにんじん、ごぼう、大根等の根菜類、りんご、さくらんぼ等のフルーツ、納豆等の発酵食品なんかが良いみたいです。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします!